

写

4 消安第 5985 号
令和 5 年 1 月 31 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の継続・強化について

家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、本年 10 月 28 日に今シーズン初の発生が確認されて以降、本日までに 25 道県 70 事例の発生が確認されており、引き続き、発生予防及び万一の発生時における早期封じ込めのための迅速なまん延防止を徹底するなど、全国的に最大限の警戒をもって対応する必要があります。

本日、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第 82 回家きん疾病小委員会及び令和 4 年度第 1 回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合が開催され、発生状況及び疫学調査チームによる調査内容に関する議論を踏まえ、別添のとおり「高病原性鳥インフルエンザの継続発生を踏まえた今後の防疫に関する提言」が取りまとめられました。

本病の防疫対策については、「令和 4 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 消安第 3113 号農林水産省消費・安全局長通知）、「高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について」（令和 4 年 11 月 28 日付け 4 消安第 4669 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、家きん農場等への指導をお願いしているところですが、本日取りまとめられた提言を踏まえ、改めて、下記のとおり、家きん農場、関係団体、関係事業者等に対して本病の発生予防及びまん延防止について指導いただくようお願いします。

記

1 提言を踏まえた今後の防疫対応

(1) 家きん農場における対策

今シーズンの発生農場においては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病

原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「指針」という。）に基づき農場単位での全羽殺処分等のまん延防止措置を迅速に実施できており、早期封じ込めにより発生農場と隣り合った農場であっても徹底した飼養衛生管理により感染が広がっていない事例もある。このため、引き続き、飼養衛生管理の徹底による発生予防、早期発見・早期通報、迅速なまん延防止措置を適確に実施することが重要である。

このことを踏まえ、本病の今後の発生予防及びまん延防止対策については、令和4年11月28日の家きん疾病小委員会による「高病原性鳥インフルエンザの続発を踏まえた緊急提言」に基づき、引き続き、消毒、衣服・長靴交換、野生動物対策等を含めた飼養衛生管理について農場従業員を含む関係者が徹底するとともに、今般の疫学調査結果を踏まえ確認された以下の点にも留意する必要がある。

- ① 近隣農場で共同施設を利用する場合は、出入時の消毒を徹底し、特にウイルスの交差汚染に注意すること。
- ② 普段目が届きにくい場所（鶏舎屋根上に設置された入気口（モニター）、鶏舎天井裏等）について、改めて穴等がないか点検し、必要に応じた補修を行うこと。

なお、昨シーズンは、2月以降、渡り鳥の北帰行に伴って北海道・東北地方で発生が多く確認されたことから、特に北海道・東北地方の各道県では、引き続き厳重な警戒が必要である。

（2）野鳥における対策

今シーズンは、全国的に野鳥での感染が広がっており、少なくともウイルスを保持する渡り鳥がすべて北帰行するまで、さらにカラス等の留鳥の群内で感染があった場合には長期に渡って、環境中にウイルスが存在し続けることも予想される。

このため、今後、留鳥を含む野鳥（カラス等）や小型野生動物（ネコ、イタチ等）に起因するウイルスの拡散防止に向けた取組を徹底していく必要がある。家きんへの感染防止の観点から家きん農場周辺では特にこれらの取組に注意が必要である。

- ① 本病の伝播につながる安易な餌やりやそれに類する行為は控えること。
- ② 野鳥や野生動物の死体等は放置せず、適切に処分すること。
- ③ 同じ場所で複数の野鳥などが死亡している場合には、自治体に速やかに連絡すること。

2 その他

合同会合においては、大規模農場における防疫措置に関して以下言及されていることから、大規模農場との情報交換等により認識共有を図ることが重要である。

- (1) 発生時においては、農場の規模の大小に関わらず、引き続き、同一農場内の全羽殺処分を含め、まん延防止のための万全の防疫措置の実施が必要である。一方で、人・物が出入りする機会が多く、相対的にウイルスの侵入リスクが高くなることも踏まえながら、大規模農場における対応として、例えば、施設及び飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱うことについては、現場で検討し得るものと考えられる。
- (2) 家伝法上、発生時のまん延防止について、家畜の所有者が第一義的責任を有していることを認識し、例えば、指針において、都道府県の指導の下、大規模農場が策定することとなっている防疫措置に係る対応計画は、大規模農場も防疫作業に協力する計画とするよう心掛けること。

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 第82回家きん疾病小委員会
令和4年度第1回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会
合同会合の概要

1. 開催日時：令和5年1月31日（火）10時00分～12時00分

2. 開催場所：オンライン開催

3. 出席委員（50音順、敬称略）

（1）家きん疾病小委員会

臨時委員：山口 剛士（委員長）、中島 一敏

専門委員：岩科 友希、内田 裕子、大谷 芳子、白田 一敏、森口 紗千子、山本 健久

（2）疫学調査チーム（家きん疾病小委員を除く。）

委員：安齊 友巳、金井 裕

（3）オブザーバー

環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室

4. 議事：

（1）今シーズンにおける家きん及び野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

（2）今後の発生予防・まん延防止の対応について

（3）その他

5. 概要：

5-1 今シーズンにおける家きん及び野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

（1）家きんにおける発生状況について

令和4年10月28日から翌年1月26日までに25道県66事例において発生した高病原性鳥インフルエンザについて、発生後に実施した農場及びその周辺環境や、関係者からの聴取りも含めた現地調査、分離ウイルスの特徴、環境省で実施している野鳥の調査等に基づき、農場への侵入要因の検討を行った。

① 発生の概要

ア 発生農場

発生農場は北海道から沖縄県までの25道県に広く分散している。採卵鶏での発生が多い傾向にあった。

発生農場のすぐ側又は近隣に渡り鳥が飛来するため池、川、水路等のある事例が多く、この中には、現地調査の際に多くの野鳥が観察された池もあった。また、発生農場の周辺に雑木林等のある事例も多く、野鳥を含む野生動物の生息に適した環境であった。一部では発生農場の敷地内及びその近隣において、死亡カラスから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された。

衛生管理区域に出入りする際の車両消毒、衣服・靴の交換、手指消毒等の実施、家きん舎に出入りする際の靴の交換、手指消毒等の衛生対策において不備が見られた事例が認め

られた。また、現地調査時の聴取りにおいて、これらの衛生対策を実施している旨の説明があった事例においても、その日常的な実効性については不十分と考えられる事例が見られた。さらに、家きんの飼養管理者は衛生対策を実施しているが、鶏糞、堆肥等の一部作業、外来業者では実施をしていない、又は農場側がその実態を把握していない事例が見られた。

家きん舎については、破損等により、野鳥、ネコ、ネズミ等の野生動物の侵入の可能性がある事例が認められた。また、一部のウインドウレス鶏舎については、屋根上に入気口として設置されたモニター部分の金網や防鳥ネットに穴があり、屋根裏にカラスと思われる野鳥が侵入した形跡が見られた。

岡山県、広島県、香川県及び鹿児島県では、周辺の養鶏場で3事例以上の発生が見られた。一部の地域においては、死亡鶏保管庫、鶏糞処理場等の共同施設を利用しているケースが見られた。

イ 分離ウイルスの特徴

国内で確認されているウイルスのほとんどはH5N1亜型であるが、令和4年10月28日に北海道札幌市で回収されたハシブトガラスと令和5年1月17日に大分県佐伯市で発生した肉用鶏からH5N2亜型のウイルスが確認されている。

今後、国内外での家きんや野鳥から検出されたウイルスとの遺伝子レベルでの比較を行い、詳細な解析を進めていくこととされた。

② ウイルスの侵入経路

渡り鳥による国内への具体的な侵入経路については、今後、野鳥及び家きんから分離されたウイルスの特徴や渡り鳥の渡りの時期等の情報を収集・分析し、検討を進めていくこととされた。

家きん舎への侵入経路については、野鳥やネズミを含む小型野生動物又は人・物によるもののほか、野鳥の糞等の粉塵や羽毛の取り込みが原因である可能性も考えられた。

(2) 野鳥における発生状況について

野鳥においては、令和4年9月25日から翌年1月23日までに25道県168事例の高病原性鳥インフルエンザが確認されている。月別では、令和4年9月から増加し、11月をピークに徐々に減少傾向にある。鳥種別では、ナベヅル、マナヅル、ハシブトガラスが多い傾向にある。

5-2 今後の発生予防及びまん延防止対策について

今シーズンの発生農場においては、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく農場単位での全羽殺処分等のまん延防止措置を迅速に実施できており、早期封じ込めにより発生農場と隣り合った農場であっても徹底した飼養衛生管理により感染が広がっていない事例もある。このため、引き続き、飼養衛生管理の徹底による発生予防、早期発見・早期通報、迅速なまん延防止措置を適確に実施することが重要である。

(1) 家きんについて

疫学調査の結果を踏まえ、

- ① 近隣農場で共同施設を利用する場合は、出入時の消毒を徹底し、特にウイルスの交差汚染に注意すること
 - ② 普段目が届きにくい場所（屋根上に設置されたモニター、鶏舎天井裏等）について、改めて穴等がないか点検し、必要に応じた補修を行うこと
- について留意する必要がある。

さらに昨シーズンは、2月以降、渡り鳥の北帰行に伴って北海道・東北地方で発生が多く確認されたことから、特に北海道・東北地方の各道県では、引き続き厳重な警戒が必要である。

(2) 野鳥について

今シーズンは、全国的に野鳥での感染が広がっており、少なくともウイルスを保持する渡り鳥がすべて北帰行するまで、さらにカラス等の留鳥の群内で感染があった場合には長期に渡って、環境中にウイルスが存在し続けることも予想される。

このため、今後、留鳥を含む野鳥（カラス等）や小型野生動物（ネコ、イタチ等）に起因するウイルスの拡散防止に向けた取組を徹底していく必要があり、特に家きん農場周辺では注意が必要である。

上記を踏まえ、別添のとおり、今後の防疫に関する提言を取りまとめ、速やかに関係者に周知することとなった。

5-3 その他

○ 今後の防疫措置について

- ① 発生時においては、農場の規模の大小に関わらず、引き続き、同一農場内の全羽殺処分を含め、まん延防止のための万全の防疫措置の実施が必要である。一方で、人・物が出入りする機会が多く、相対的にウイルスの侵入リスクが高くなることも踏まえながら、大規模農場における対応として、例えば、施設及び飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱うことについては、現場で検討し得るものと考えられる。
- ② 家畜伝染病予防法上、発生時のまん延防止について、家畜の所有者が第一義的責任を有していることを認識し、例えば、特定家畜伝染病防疫指針において、都道府県の指導の下、大規模農場が策定することとなっている防疫措置に係る対応計画は、大規模農場も防疫作業に協力する計画とするよう心掛けていただきたい。

令和5年1月31日
家きん疾病小委員会
高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム

高病原性鳥インフルエンザの継続発生を踏まえた 今後の防疫に関する提言

1 現 状

- (1) 令和4年9月以降、野鳥で高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）ウイルスが検出され、同年10月に家きんでの発生が確認されて以降、家きんでの発生が継続しており、今シーズンは過去最多の70例1,235万羽の本病の発生となっている。
- (2) 今シーズンは、野鳥での発生が継続しており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっている状況と考えている。
- (3) こうした状況の中、令和4年11月28日、国内における高病原性鳥インフルエンザの確認事例を踏まえ、家きん疾病小委員会として高病原性鳥インフルエンザの続発を踏まえた緊急提言（以下「緊急提言」という。別紙参照。）を発出し、関係者に対し、飼養衛生管理を徹底し、最大限の警戒感をもって対応すべきとの注意喚起を行ったところ。

2 今後の防疫対応

- (1) 令和4年10月28日から翌年1月26日までに25道県において発生が確認された66事例に関し、発生後に実施した農場及びその周辺環境や、関係者からの聴取りを含めた現地調査、分離ウイルスの特徴の解析、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づく発生地周辺の鳥類相調査等を実施している。これらの情報から、本病の今後の発生予防及びまん延防止対策については、令和4年11月28日の緊急提言に基づき、引き続き、消毒、衣服・長靴交換、野生動物対策等を含めた飼養衛生管理を農場従業員を含む関係者が徹底することが重要であることが確認された。特に、
 - ① 近隣農場で共同施設を利用する場合は、出入時の消毒を徹底し、特にウイルスの交差汚染に注意すること
 - ② 普段目が届きにくい場所（屋根上に設置された入気口（モニター）、鶏舎天井裏等）について、改めて穴等がないか点検し、必要に応じた補修を行うことについて留意する必要がある。

なお、昨シーズンは、2月以降、渡り鳥の北帰行に伴って北海道・東北地方で発生が多く確認されたことから、特に北海道・東北地方の各道県では、引き続き厳重な警戒が必要である。
- (2) また、今シーズンは、全国的に野鳥での感染が広がっており、少なくともウイルスを保持する渡り鳥がすべて北帰行するまで、

さらにカラス等の留鳥の群内で感染があった場合には長期に渡って、環境中にウイルスが存在し続けることも予想される。

このため、今後、留鳥を含む野鳥（カラス等）や小型野生動物（ネコ、イタチ等）に起因するウイルスの拡散防止に向けて、

- ① 本病の伝播につながる安易な餌やりやそれに類する行為は控えること
- ② 野鳥や野生動物の死体等は放置せず、適切に処分すること
- ③ 同じ場所で複数の野鳥などが死亡している場合には、自治体に速やかに連絡すること

などの取組を徹底すること。家きんへの感染防止の観点から農場周辺では特にこれらの取組に注意が必要である。

今シーズンはまだ続くことから、関係者におかれては、今後とも、強い危機意識を持って、これら提言に関する措置を講じる必要があり、引き続き、最大限の警戒感をもって対応すべきと考える。

高病原性鳥インフルエンザの続発を踏まえた 緊急提言

1 現 状

- (1) 本年9月以降、野鳥等から高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）ウイルスが数多く確認されており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっている状況にあると考えられる。
- (2) こうした状況の中、本年10月28日、2022-2023年シーズン（以下「今シーズン」という。）の初発が確認されて以降、本日までに19例の本病が確認されており、過去最多52例の発生が確認された2020-2021年シーズンを上回るペースとなっている。

2 今後の防疫対応

全国各地で野鳥での本病感染例が数多く確認されており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっていることから、特に農場敷地内や鶏舎周囲も、野鳥の糞等に含まれる本病ウイルスにより汚染されている可能性が高いことを認識した上で、

- (1) 生産者においては、
 - ① 鶏舎に出入りする従業員等に、消毒、長靴交換等の重要性を説明し、適切に消毒や長靴の交換ができていないか再度確認すること。
 - ② 農場敷地内や鶏舎周囲の消毒を毎日行うこと。また、消毒はため池等の水場を意識し、その近くはリスクが高いことから、徹底して消毒を行うこと。
 - ③ 猫やイタチ等の小動物や野鳥等が農場内に近づかないような対策を講じること。
 - ④ 開放鶏舎のみならずウインドウレス鶏舎のように一見隙間がないように思われる鶏舎であっても、飼養衛生管理者と鶏舎構造を熟知している者等が連携してねずみや猫をはじめとした野生動物等が侵入しそうなルートを探し侵入防止対策を講じること。
 - ⑤ 鶏舎の出入りの際に本病ウイルスを鶏舎内に持ち込むことのないよう衛生管理区域に入る際の適切なタイミングでの専用衣服の着用、鶏舎ごとの専用長靴の設置、手指消毒及び長靴の消毒・交換等の適正な衛生管理が日常的になされているか再度確認すること。
 - ⑥ 消毒を行う際は、長靴等の汚れを落としてから行うとともに、消毒薬は汚れた都度、最低でも1日1回以上交換し、消毒薬が有効な状態での使用を徹底すること。
 - ⑦ 長靴の交換の際は、交差汚染を防ぐため鶏舎外と鶏舎内で使用する長靴の動線が交わらないように注意すること。
- (2) 発生地域においては、

- ① 発生農場を中心に半径 3 km の区域に設定された移動制限区域内では、感染拡大リスクが増大していることを念頭に行動すること。
- ② 発生農場周囲の主要道路やため池周辺等の消毒、ため池の水抜き等の野鳥対策等について地域の関係者が一体となった取組を徹底して行うこと。
- ③ 続発を防ぐために、国、都道府県、市町村、関係団体及び養鶏業者だけでなく、関連事業者、地域住民が一体となってまん延防止対策を徹底すること。

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、韓国等の海外での発生状況や、これまでの我が国での家きん等での発生状況を踏まえ、関係者においては、全国的に過去に類を見ない程に本病の感染リスクが高い状況にあることを認識し、引き続き、飼養衛生管理を徹底し、最大限の警戒感をもって対応すべきである。

写

4 消安第5985号
令和5年1月31日

各地方農政局消費・安全部長
北海道農政事務所消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
動物検疫所長
動物医薬品検査所長
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長
独立行政法人農畜産業振興機構理事長
独立行政法人家畜改良センター理事長

殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の継続・強化について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知したので、本病の防疫対策の再徹底に御協力をお願いします。

写

4 消安第5985号
令和5年1月31日

別記 各関係団体長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の継続・強化について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、会員各位に周知いただきますよう御協力をお願いします。

別記

一般社団法人 日本養鶏協会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会長
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会代表理事会長
国産鶏普及協議会会長
日本養鶏農業協同組合連合会会長
全国養鶏経営者会議会長
日本成鶏処理流通協議会会長
一般社団法人 日本卵業協会会長
全国たまご商業協同組合理事長
全国鶏卵加工協議会会長
一般社団法人 日本伝書鳩協会会長
一般社団法人 日本鳩レース協会会長
日本オーストリッチ協議会会長
日本オーストリッチ事業協同組合長
豊橋養鶉農業協同組合長
公益社団法人中央畜産会会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会代表理事
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長
公益社団法人 日本獣医師会会長
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長
協同組合日本飼料工業会会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合長
全国飼料輸入協議会会長
飼料輸出入協議会会長
日本食肉輸出入協会
日本ハム・ソーセージ工業協同組合
全国食肉事業協同組合連合会
全国食肉業務用卸協同組合連合会
公益財団法人日本食肉流通センター

写

4 消安第5985号
令和5年1月31日

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
環境省自然環境局野生生物課長

殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の継続・強化について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知いたしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。